

令和8年度検索連動型広告及び若年層向け普及啓発動画作成事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度検索連動型広告及び若年層向け普及啓発動画作成事業業務委託

2 履行期間

契約締結日から 令和9年3月31日 まで

3 目的

近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いており、こどもに係る自殺防止の取り組みを強化するため、令和8年4月に自殺対策基本法の一部を改正する法律が施行された。こうした状況を鑑み、ウェブ上で自殺関連用語を検索することもや若者に対し、検索結果画面で相談を促す動画を広告表示し、相談窓口へ誘導することで相談機関へ繋げ、自殺を防止することを目的とする。

4 委託業務の内容

受託者は、若年層を中心に、自殺を未然に防ぐことを目的として、次の業務を行う。

(1) 検索エンジン Google を利用し、埼玉県内から自殺に関する用語を検索した方に対して相談を促すメッセージと Youtube 動画（再生画面又は URL）を配信し、配信期間、配信頻度、配信量を事前に計画して安全な運用を行うとともに、委託者と綿密に連携しながら適切に管理を行う。

ア 検索語句や広告文については、事前に委託者と協議し決定すること。必要に応じ、広告効果の測定及びその測定結果に合わせた検索語句の改変を行うこと。

イ 検索語句、広告の表示数、クリック数、クリック率等についてそれぞれ集計し、広告効果や事業実績及び分析評価を月報・年報で委託者に報告する。月報については翌月10日まで、年報については翌年度4月10日まで報告するものとし、土日等にあたる場合は、翌営業日までに報告する。

ウ 分析評価については、検索語句、時間帯等を基に、傾向の分析・整理も併せて行うものとする。

エ 広告画面で表示する相談窓口については、契約締結後、委託者が指示する。

(2) 広告が表示時に配信される動画を作成する。

ア 動画は若年層（中学生～20代前半）に向けた自殺予防の普及啓発を目的とした内容とする。

イ 作成する動画は概ね15秒とし、検索連動広告にて配信する。

ウ メディア側の表示仕様については、実施前に再度確認することとし、変更が生じた時は、委託者と受託者双方が協議の上、決定するものとする。

エ 動画の中に、委託者が提示する相談先を入れ込むこと。

オ 試作段階で、委託者に確認を求めること。

5 実施体制（業務責任者）

受託者は、受託業務を円滑に運営するため、当委託業務の責任者を1名以上専任し、内部における責任体制を構築すること。本業務の実施に当たり、検索連動型広告に必要な技術と使命感を有する者とする。

6 成果物

受託者は、各成果物について、電子媒体で委託者に納入する。

(1) 実施計画書

ア 受託者は、本事業を実施するにあたり、事業進行スケジュールや支出計画、運営体制の構築等に関する実施計画書を作成すること。

イ 実施計画書は、契約締結後速やかに委託者に提出すること。

(2) 実績報告・分析

ア 広告の表示数、クリック数、クリック率等についてそれぞれ集計し、広告効果や事業実績及び分析評価を月報・年報で委託者に報告する。月報については翌月 10 日まで、年報については翌年度 4 月 10 日まで報告するものとし、土日等にあたる場合は、翌営業日までに報告する。

イ 分析評価については、検索ワード、時間帯等を基に、傾向の分析・整理も併せて行うものとする。

(3) 事業実施報告書

受託者は、記録やとりまとめ結果を含めた検索連動型広告事業の実施結果をまとめ、今後の事業の有用性について分析し、委託者に提出すること。

7 知的財産の取扱い

(1) 本事業により作成した成果物の著作権、意匠等の知的財産権は、委託者に帰属する。

(2) 本事業の実施に当たり、第三者の著作権等に抵触するもの及び抵触する恐れのあるものについては、受託者の責任と費用負担により適切に処理することとする。

(3) 受託者は本事業に係る成果を学会等で発表する場合には、あらかじめ委託者の承認を得るものとする。

8 受託者の責務

(1) 受託者は、業務の履行に当たっては、委託者の相談業務の公共性に鑑みて、常に検索者の立場を考慮し、信頼を確保しなければならない。

(2) 受託者は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 1 号）第 16 条（欠格事項）に該当する者を業務に従事させてはならない。

(3) 受託者は、本委託業務に従事する者に対し、法令に規定された事業者としてのすべての義務を負うものとする。

(4) 埼玉県が提供するサービスである点を踏まえ、商品の宣伝、反社会的な思想、差別的な表現、公序良俗に反する表現等、ふさわしくない内容は盛り込まないこととする。

9 経費負担区分

委託者は、本業務委託契約の委託料を受託者に支払うものとし、実施体制の構築及び運営に係る一切の費用は、受託者が負担するものとする。

10 その他

本仕様書について及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方が協議の上、決定するものとする。